

# 英国の中央・地方関係 —コミュニケーションの現状—

Communication between central and local governments in the U.K.

専修大学法学部教授 藤田 由紀子

Yukiko Fujita, Professor, Faculty of law, Senshu University

This article focuses on communication between central and local governments in the U.K., especially on the roles and functions of DCLG, LGA and SOLACE. Its two main features are firstly that networks among politicians are strictly separated from those of administrative officers, and secondly that their informal communication is as important as the formal one such as consultation and periodic meetings. Moreover, policies based on localism and decentralization of the current coalition government have just started, so it is too early to evaluate them. The aggressive propositions by special local governments and combined bodies like GLA and GMCA might affect the relationship between central and local governments.

## はじめに

英国<sup>1</sup>では、2011年10月31日に地域主義法（Localism Act 2011）が成立した（女王の裁可取得は同年11月15日）。同法は、法律で禁止されていないいかなる活動も行うことができる「包括的権限（general power of competence）」の地方自治体への付与、地域コミュニティの権限強化、地域開発に関する地元自治体やコミュニティへのより多くの裁量の付与、大規模市の直接公選首長制度の導入計画など、多岐にわたる内容を含んでいる。

英国の中央政府と地方自治体との関係（以下、中央・地方関係とする）は、1972年地方自治法（Local Government Act 1972）に

基づき、地方自治体は法律により個別に授権された事務のみを処理するという、中央政府による強い統制を特徴としてきたが、2000年の地方自治法（Local Government Act 2000）に続き、今回の地域主義法の成立により、長期に渡った中央・地方関係に変容が生じる可能性も出てきた<sup>2</sup>。

一方、日本では、2011年4月28日に、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について国と地方が協議を行うことを定めた「国と地方の協議の場に関する法律」が成立した。既に同年12月までに分科会を合わせると12回の会合が開催されている。このように、日本においても中央政府の政策形成に対する地方自治体の関与のあり

<sup>1</sup> グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地域より構成されるが、本稿では、イングランドを対象とする。

<sup>2</sup> しかしながら、保守・自民連立政権が打ち出している「地域主義」に関しては、識者の中に懐疑的な見解も多数みられる。例えば、Tony Travers, "The localism plans of Compassionate Conservatives, Red Tories and Blue Labour will struggle to succeed so long as Whitehall powers remain in the hands of Ministers", 2011, <http://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/2011/06/08/localism-and-whitehall/>（以下、本稿で掲載しているウェブサイトの最終アクセス日時は2012年1月20日である）、George Jones, "Budget 2011: Government's 'pothole priority' proves its lack of commitment to localism", 2011, <http://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/2011/03/29/budget-2011-potholes-localism/> など。

方への関心が高まっている。

このような中で、日本都市センターより筆者は、2011年12月に同センターが実施するヒアリング調査<sup>3</sup>に同行し、特にコミュニティ地方自治省 (Department for Community and Local Government: DCLG)、地方自治体協議会 (Local Government Association: LGA)、地方自治体事務総長・上級職員協会 (Society of Local Authority Chief Executive and Senior Managers: SOLACE) の三者の機能に焦点を合わせて英国の中央地方関係について論じる旨の依頼を受けた。そこで、本稿は、同ヒアリング調査で得られた成果に基づき、これら三者の組織・制度および実際の運用、そして中央地方関係において果たしている役割等について論じる。

## 1 コミュニティ地方自治省 (DCLG)

DCLG は、労働党ブレア政権時の2006年5月の内閣改造の際に設置され、政権交代後も継承された。分権化と地域主義の方針の下に、地域の再生と経済成長を含む地方財政、都市計画、住宅、消防等の分野に関する事務を主に担当している。

### (1) 組織

DCLG の組織は、大臣チームとそれを支える委員会 (Board) が置かれ、その下に、局

に相当する3つのグループ、部に相当する1つのチーム、そして、14の課が置かれている (以下、組織・役職等は2011年12月のヒアリング調査当時を基準とする)。

大臣チームは、保守党のピクルス (Eric Pickles) 閣内大臣 (Secretary of State) を中心に、2名の副大臣 (Minister)、3名の政務官 (Parliamentary Under Secretary of State) の6名により構成されている。

大臣チームを支え、助言を与える委員会は、カースレイク (Bob Kerslake) 事務次官 (Permanent Secretary) を議長とし、3つの局 (地域主義局、地域局、財務・企業サービス局) の局長 (Director General) と戦略・プログラムチーム担当の課長 (Director)、そして、3名の非執行委員 (Non-Executive Member) により構成される。また、会議には2名の大員チームメンバーが同席することになっている。

なお、カースレイク事務次官は、中央省庁における勤務を中心としてきたこれまでの事務次官と異なり、複数の自治体での財政課長や事務総長 (Chief Executive) の経験をもつ<sup>4</sup>。さらに、2012年1月1日より、オドネル (Gus O'Donnell) 内国公務の長 (Head of the Home Civil Service) の退任に伴い、同職に就任し、DCLG 事務次官と兼職することになった<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 2011年12月7日にLGAおよびSOLACE、同8日にSouthend-on-Sea Borough Council、同9日にManchester City Council、同12日にDCLGにて実施された。関係各位に改めて謝意を示したい。ただし、本稿の内容に関する責任はすべて筆者が負うものである。

<sup>4</sup> カースレイク事務次官の経歴については、<http://www.communities.gov.uk/corporate/about/who/board/sirbobkerslake/>を参照。なお、SOLACEヒアリング調査によれば、同氏のように、地方自治体の事務総長経験者が中央省庁の上級ポストを得る例が多くみられた時期もあったが、近年では中央省庁のポストの減少のために競争が激化して、そうした例は減少しているという。

<sup>5</sup> オドネル氏は内国公務の長のほか、内閣官房長 (Cabinet Secretary) および内閣府事務次官 (Permanent Secretary for the Cabinet Office) の三職を兼職していたが、現連立政権はこれら三職の機能を明確に分離させる方針を打ち出し、内閣官房長はハイウッド (Jeremy Heywood) 氏、内閣府事務次官はワトモア (Ian Watmore) 氏がそれぞれ継承することとなった。

## (2) 政権交代後の変化

2010年の政権交代後、DCLGと自治体との関係において、次のような変化が指摘できる。

### ア 地域政府事務所の廃止と新たな地域設定

1994年以前は、各中央省庁が別個に独自の地域事務所を設置しており、その管轄区域の設定も各省でバラバラであったが、1994年以降は、DCLGを中心として、各府省が職員を出向させて予算を負担する地域政府事務所 (Government Office for the Region) をイングランドに9ヶ所設置し、各府省の地方レベルにおける政策の実施や補助事業の管理などが行われていた<sup>6</sup>。しかし、2010年5月の政権交代直後に出された保守党・自由民主党連立政権の政策文書において、地方分権と民主的参加の促進のための施策の1つとして、ロンドン政府事務所の廃止とその他の8つの事務所の廃止の検討が表明され<sup>7</sup>、8事務所についても、同年10月の政府の歳出見直しにおいて廃止が決定された。

地域政府事務所の廃止の決定後、DCLGでは全国を14の地域に分割し、同省の上級職員を各地域の担当責任者 (Director) に任命し、各地域の情報収集に努めている。ディレクター及び担当職員は、定期的に担当地域に赴き、地方自治体の議長 (Leader) や事務総長、地域産業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership: LEPs)<sup>8</sup> に関わる企

業の関係者等に会い、地域の意見や要望を聞き、レポートにまとめる。毎月すべてのレポートの内容を分析した要約版が作成され、省内の職員による情報共有が図られている。

### イ 情報の収集と利用に関する変化

政権交代後には、中央政府による情報収集や得られたデータの利用についても変化が生じている。労働党政権時は、中央政府は多岐にわたる大量のデータの提供を自治体に求め、それらのデータは主に業績評価に利用されていた。特に重点が置かれていたのは、教育、交通、保健、犯罪の4分野であり、各分野の目標値が設定され、集積されたデータによりその達成の可否が議論された。

しかしながら、政権交代後は、従来のような中央政府によるデータ収集は最小限のものに限られ、収集すべきデータの種類やその利用、分析の方法などに関する決定は各自治体にゆだねられるようになった。そのために、中央政府による自治体の業績に関する評価もほとんど行われなくなった。DCLGの役割も、自治体自身による評価を奨励し、そのための情報提供を行うことなどに变化したという。

## (3) 中央政府と地方自治体とのコミュニケーション

### ア フォーマルなコミュニケーション

各省庁が公式に大規模なプロジェクトや政策、法律を提案する場合には、透明性、効率

<sup>6</sup> 原田光隆「国の地方出先機関の見直しをめぐる議論」『レファレンス』平成23年11月号 (2011年)、64頁。

<sup>7</sup> Cabinet Office, *The Coalition: our programme for government*, 2010, p.12.

<sup>8</sup> 労働党政権時の地域開発公社地域 (Regional Development Agency: RDA) に代わって、連立政権により導入された地域の経済開発促進を担う自治体と企業の連携のためのプログラムである。(財)自治体国際化協会『英国の地方自治 (概要版) - 2011年改訂版 -』2011年、85-88頁。

性、有効性を高め、より明確に説明責任を果たすことを目的として、その対象者や利害関係者の意見を募るコンサルテーションの手続きを踏むことが求められている<sup>9</sup>。地方自治体の業務に関わるプロジェクトや法案の場合には、地方自治体の議員や事務総長からのコメントを募集し、地方から寄せられたエビデンスやデータ、反応を鑑みながら、その提案を進めるかどうかを決めていくこととなる。こうした手続きは、議論のたたき台として政府が提案するグリーンペーパーに対しても基本的には同様に行われる。

#### イ インフォーマルなコミュニケーション

上述のフォーマルなプロセスのほかに、インフォーマルなコミュニケーションはより頻繁に行われている。DCLGのディレクターが担当地域を訪問しているのと同様に、自治体の事務総長及び職員も特定の案件についてDCLGを訪れ、担当者と面会することも多い。中央政府においては、政府外の国会議員と各府省の職員とは接触しないという慣例があるが<sup>10</sup>、自治体の議長や議員もDCLG職員との接触は禁じられてはいないものの、通常は行われず、地方の政治家は中央の政治家と接触する場合はほとんどであるという。

#### ウ 職員の人事交流

その他、DCLG職員と地方自治体職員との交流は、プロジェクトの実施の過程を通じて、

あるいは後述するLGA等が主催する会議を通じて行われるのが一般的である。しかしながら、かつては中央政府の職員が地方自治体へ出向するケースはほとんどなかったが、近年ではDCLGの職員の中にそうしたキャリア・パスを経る者も出てきた。例えば、地域主義グループのプラウト(David Prout)局長は、2004年から2007年まで同省の地方自治体政策課長を務めた後、2007年から2009年までロンドンのケンジントン・チェルシー区(the Royal Borough of Kensington and Chelsea)へ出向し、同区の計画・開発部長を務め、その後、現職に就任している<sup>11</sup>。

以上のとおり、総じて、DCLGでは、現政権の地方分権、地域主義の促進という方針の下で、「決定は地方自治体に委ね、そのための情報や助言を提供するのがDCLGの役割」と考え、地方自治体とのコミュニケーションを重要視する姿勢を強く打ち出している。しかしながら、DCLGの担当職員も、特に小規模な自治体の状況やニーズを把握することは困難であると認識しており、また、「中央政府の公務員は地方を知らない」という地方自治体側の不満も依然として根強く<sup>12</sup>、中央政府と地方自治体の相互理解は今後も長期的な課題となると考えられる。

#### 2 地方自治体協議会(LGA)

LGAは、1997年4月に、それまで個別に

<sup>9</sup> 一般的なパブリック・コンサルテーションについては、OECD, Background Document on Public Consultation, <http://www.oecd.org/dataoecd/4/43/36785341.pdf> を参照されたい。

<sup>10</sup> 明確にこれを禁止する規定はないものの、事実上の禁止と考えてよいであろう。Martin Stanley, *How to be a civil servant*, Politico's, 2000, Politico's, p.102, 木原誠二『英国大蔵省から見た日本』文藝春秋、2002、177頁。

<sup>11</sup> <http://www.communities.gov.uk/corporate/about/who/board/davidprout/> 参照。

<sup>12</sup> SOLACE ヒアリング調査においても同趣旨の言及があった。

活動していた複数の全国的な地方自治体組織が統合して発足した団体であり、地方自治体が望む政策の方向性をとりまとめて政府に提言し、積極的なロビイング活動を行っている<sup>13</sup>。任意加入を原則としているものの、イングランド及びウェールズのほぼすべての地方自治体（カウンティ、ディストリクト、大都市圏ディストリクト、ユニタリー、ロンドン区、一部事務組合）が加入し、主に地方議会の議長や議員、公選首長など、地方自治体の政治家により活動が担われている。

### （１）組織

LGA の最高意思決定機関である執行部（Executive）及びその下に置かれている各種委員会（Board）は各政党の地方議会議席占有率を反映する形で構成されている。LGA の中に保守党、労働党、自由民主党、無所属という４つの政党グループも存在し、グループごとに独立した活動も行われている<sup>14</sup>。執行部は、保守党９名、労働党７名、自由民主党５名、無所属１名に、地域代表１０名、指名代理３名、非投票委員７名を加えたメンバーで構成されており、最大党の保守党グループの議長であるコックェル（Merrick Cockell）氏が、LGA 会長となる執行部議長に就いている<sup>15</sup>。執行部の下には分野別の９つの委員会<sup>16</sup>が置かれている。

### （２）会員の活動

コックェル会長は毎週水曜日午前中に DCLG のピクルス大臣と会合しているが、これは中央政府と地方自治体の会合というより、保守党の政治家同士の会合という性格が強い。LGA の各政党グループの議長は、多くの場合、各党の中央機関でも要職に就いており、同じ党の国会議員とも密接な関係を維持している。他方で、政策分野やイシューごとに中央政府の担当大臣と LGA の責任者（関連する委員会の議長など）による対話や LGA のパブリック・アフェア・チームを通じた国会議員への働きかけも定期的に行われている。基本的に、地方自治体の政治家としての LGA メンバーが接触するのは中央政府における大臣等の政治家である。

LGA 内部においては、個別の案件は、まず執行部の下に置かれている委員会において議論され、意見が集約される。その後、執行部に向けられ、LGA の公式な意見としてとりまとめられる。ほとんどの案件に関し、４つの政党グループごとに見解の相違がみられるが、グループ間の意見を調整し、LGA としての一つの見解をとりまとめていく過程においては、後述するように、事務局職員の役割が大きい。

<sup>13</sup> カウンティ協議会（Association of County Councils）、ディストリクト協議会（Association of District Councils）、大都市圏自治体協議会（Association of Metropolitan Authorities）が前身の団体である。LGA に関する邦語文献としては、全国市長会『海外の「全国市長会」Ⅱ』2004年、高島進「英国の地方自治制度」『地方財務』2001年4月号、を参照した。

<sup>14</sup> <http://www.local.gov.uk/about-politicalgroups> 参照。

<sup>15</sup> [http://www.local.gov.uk/web/10161/lga-executive/-/journal\\_content/56/10161/28693/ARTICLE-TEMPLATE](http://www.local.gov.uk/web/10161/lga-executive/-/journal_content/56/10161/28693/ARTICLE-TEMPLATE) を参照。なお、コックェル氏はロンドンのケンジントン・チェルシー区の議長である。

<sup>16</sup> 児童・青少年、経済・交通、欧州・国際、労働力、コミュニティ福祉、文化・観光・スポーツ、環境・住宅、改善、より安全で強固なコミュニティの9つ。<http://www.local.gov.uk/web/guest/boards> 参照。

### (3) 事務局職員

LGA の事務局職員は、会員の活動を支えらるとともに、地方自治体への情報提供や研修・イベントの開催等を行っている。地方自治体の職員や中央政府の公務員との交流があるのは主に事務局職員である。事務局は、事務総長を筆頭に約 270 名の職員がいる。現職のダウズ (Carolyn Downs) 氏を含め、歴代の事務総長は地方自治体の事務総長の経験者であることが多い<sup>17</sup>。また、職員の中には、保守党、労働党、自由民主党の各グループに 4 名ずつ、無所属グループに 2 名、各政党グループの政治的活動の支援を担当する職員がいる。さらに、コミュニケーション部局<sup>18</sup>における約 5 名の Public affairs 担当の職員は、政策の情報や分析の提供、政治的交渉に関する助言、声明やスピーチの草案の執筆などを行っている。4 つの政党グループ間の合意形成に関しては、こうした職員の果たす役割が大きく、彼 (女) らには政治的中立性は求められていない。他方、政策分析や政策作成に関わる職員については、各政策領域における専門性が問われ、各政党からの中立性やバランスが求められる。地方議会の議員は安定性が強く、長期にわたってその職に就くことが多いことを反映して、LGA の活動も長期的に行っている会員が多い。そのため、事務局職員との関係は中央政府の大臣と公務員

の関係と比べてより密接であるという。

約 270 名の職員のうち、地方自治体からの出向者及び中央政府からの出向者はそれぞれ 1 名ずつと少数であるが、いずれの組織でも財政難から職員数を削減しており、人事交流の余裕がないことが背景として指摘できる。ただし、LGA の職員の大多数は自治体や中央政府での勤務経験があるため、そうした経験から得られた知見を組織の中に取り入れることが可能であり、出向による自治体や中央政府との人事交流を補完する機能を果たしているという。

### (4) 財源と独立性の確保の工夫

LGA の財源は、中央政府からの補助金が 40 ～ 45% を占め、残りは自治体からの会費とサービス使用料などで賄っている。近年、中央政府からの補助金は削減され、LGA の財政規模も縮小しているが、職員の削減や運営の見直し等により対応し、自治体の会費負担も下げるよう努力している。中央政府から受け取る補助金は自治体の議員や職員の研修・能力開発等、自治体サービスの向上に資する限定した用途にのみ使用されており、中央政府からの独立性の確保に努めている。一方、会員からの会費収入分については、より政治的な活動に充てられているという。

<sup>17</sup> 2011 年 12 月に事務総長に就いたダウズ氏は、ロンドンのハリンゲイ区 (London Borough of Haringey) で司書助手としてキャリアをスタートさせた後、複数の区を経て、1999 年より (シュロプシャー・カウンティ・カウンシル) (Shropshire County Council) の環境・コミュニケーションサービス課長、2003 年より同カウンシルの事務総長、2009 年より法務省副事務次官兼コーポレート・パフォーマンス局長、2010 年 3 月よりリーガル・サービス委員会の事務局長を務めた後、LGA の事務総長に就いた。

[http://www.local.gov.uk/web/10161/media-releases/-/journal\\_content/56/10161/2847593/NEWS-TEMPLATE](http://www.local.gov.uk/web/10161/media-releases/-/journal_content/56/10161/2847593/NEWS-TEMPLATE) 参照。また、ヒアリング調査によれば、前事務総長も約 40 年にわたる地方自治体職員としての経歴を持っていたという。

<sup>18</sup> コミュニケーション部局全体では 50 ～ 60 名の職員がおり、7 名程度のメディア対応の中核職員、インターネット、ツイッター、オンライン等によるコミュニケーション担当、大会等のイベント開催等の担当職員がいる。

### 3 地方自治体事務総長・上級職員協会 (SOLACE)

SOLACEは公務部門における管理能力の向上を主な目的とした、地方自治体の事務総長や上級職員のための団体である。会員は、約320名の地方自治体の事務総長(すべての地方自治体の9割以上に当たる)、約40名の関連公共機関の事務総長、800名以上の上級職員によって構成されている<sup>19</sup>。

#### (1) 組織

毎年総会において会員の中から、会長(President)、2名の副会長、前会長、管理委員会議長、法務責任者、財務責任者という理事会メンバーが選出される。これらの理事会メンバーに管理ディレクター、2名の非執行ディレクター、3名のアドバイザーを加えた管理委員会が主要な意思決定機関であり、議長が中心的役割を果たしている<sup>20</sup>。現職のハギンズ(Terry Huggins)会長は、ブレックランドおよびサウスホランド・カウンシル(Breckland and South Holland Councils)の事務総長であり、マイヤーズ(Derek Myers)管理委員会議長は、ロンドンのケンジントン・チェルシー区の事務総長である。一方、SOLACEの事務局職員は僅か8名であるため、団体の運営は後述するように会員の活動に大きく依存しているという。

#### (2) 政策に対する実務的視角からの提言

中央省庁で行われる政策形成に関して、SOLACEが果たしている主な機能は、政策目標がより良く達成されるために、実務家の視点を提供することである。SOLACEはLGAと異なり、政治的な活動を目的とした団体ではないので、直接的なロビー活動を行ったり、対案を示したりはしない。

政府の政策案が示されると、公式及び非公式のルートで実務的な視角からのSOLACEとしての見解を示し、それが政策に反映されるように努める。公式の方法としては、第1に、既にDCLGの項で述べたように政府が示す個別の政策案のコンサルテーションに対する回答やグリーンペーパーに対する意見表明がある。SOLACE内の政策グループやプロジェクト委員会がSOLACEとしての見解をとりまとめて回答する。SOLACE内には、分野ごとに政策グループがあり、それぞれのグループで会員間のインフォーマルな意見交換が行われる。各グループの中核的な役割を担う会員らにより、寄せられた意見について、エビデンスを重視しながら会員の合意の形成に努め、SOLACE全体としての1つの見解にまとめていくという。

公式の方法の第2として、定期的な会合が挙げられる。特に、半年に1度行われる各省庁の事務次官とSOLACEの代表、LGA職員による会合は重要である。約10名のSOLACEの代表者(自治体の事務総長であ

<sup>19</sup> 近年SOLACEの会員数は減少傾向にあるが、その理由として、第1に、ユニタリー化により地方自治体の数自体が減少していること、第2に、財政難を理由に上級管理職も減少していること(小規模自治体では上級管理職チームを他の自治体と共有する方法により上級職員の削減を行っているケースもある)、第3に、同じく財政難から、事務総長の会費について従来の自治体負担から個人負担に変更する自治体が増加していることなどが挙げられる。

<sup>20</sup> [http://www.solace.org.uk/about\\_society\\_officers.asp](http://www.solace.org.uk/about_society_officers.asp) および、[http://www.solace.org.uk/about\\_management\\_board.asp](http://www.solace.org.uk/about_management_board.asp) 参照。

る会員)は、SOLACE 全体の代表性を確保するために、自治体の規模と種類に配慮して選出されるが、その際、自治体の政党構成については考慮されないという。また、LGA の事務総長アジェンダ・グループは、四半期ごとに1度、SOLACE 会員を招いた会合を開き、当面の課題や計画されている活動について議論している。基本的にLGAとは政治的に合意が得られている部分について協力している。

一方、非公式の方法とは、中央省庁の上級公務員やLGAの上級職員と、SOLACEの会員とのネットワークを通じての意見交換等である。そうしたネットワークには政治家は含まれず、中央・地方の職員同士を結ぶネットワークとなる。

## おわりに

以上、DCLG、LGA、SOLACEの活動について、主に中央・地方のコミュニケーションの現状に焦点を合わせて論じた。最後に、英国の中央地方関係の特徴についてまとめるとともに、本稿では詳しく扱えなかった点を付言して締めくくりにしたい。

英国の中央・地方関係の特徴として第1に指摘できるのは、政・官の明確な分離である。政治家は政治家同士の関係、職員は職員同士の関係がそれぞれ築かれ、政・官のそれぞれのネットワークが明確に分離されている。そのため地方自治体に関わる団体についても、政治家のネットワークの中核に位置づ

けられるLGAは政治的ロビイングに重きが置かれる一方、行政職員のネットワークを結ぶSOLACEは、政治的に中立的な立場から政策内容と管理技術の向上に寄与することを主な目的としている。

第2に、公式のコミュニケーションの主要な方法はコンサルテーションへの回答と各種会合における意見交換であるが、非公式の意見交換も活発に行われており、その影響力も看過できない。その場合も基本的に、政治家は政治家同士、職員は職員同士で行われる。

第3に、現政権は、地方自治体政策の基本方針として、地域主義及び地方分権を明確に打ち出し、施策を充実させている。それに伴い、DCLGでも地方自治体での職務経験の長いカースレイク氏が事務次官に就き、職員の地方自治体への出向の例もみられるようになり、地方自治体との対話を重視する姿勢を示している。しかしながら、こうした方針は緒に就いたばかりであり、評価は未知数である。地域主義や地方分権がどれだけ実効性を挙げられるかは、地方への権限の委譲に関する各中央省庁の姿勢が重要であるとともに、地方自治体自身の力量も問われるであろう。

最後に、本稿では扱うことができなかったが、英国の中央・地方関係において例外的な地位にある大都市の動向についても付言しておきたい。まず、ロンドン市(Greater London Authority: GLA)<sup>21</sup>は、連立政権によるロンドン政府地域事務所の廃止後の2010年6月に、ロンドン市長により「ロン

<sup>21</sup> 2000年に設置され、直接公選制による市長の下で、ロンドン全域を広域的に担う地域政府として、公共交通、地域計画・住宅政策、経済開発・都市計画、環境保全、警察、消防・緊急時計画、文化・観光・メディア・スポーツ、保健衛生などの分野の企画・調整と戦略策定を行っている。(財)自治体国際化協会、前掲、20-25頁。



ドンへの更なる権限委譲」と題する提言書がDCLGに提出され、その中のいくつかの項目は地域主義法において実現されることとなった。また、マンチェスター市を中核とした10自治体は、従来よりグレーター・マンチェスター自治体協会（Association of Greater Manchester Authorities: AGMA）を組織していたが、2011年4月には、法的地位を有するグレーター・マンチェスター合同行政機構（Greater Manchester Combined Authority: GMCA）の設置が実現し、広域的な経済開発、地域再開発、交通施策の調整などを担うことになった<sup>22</sup>。GLAやAGMA及びGMCAは自らの地域戦略とその実現に必要な権限委譲や法的措置について、中央政府に対して積極的な提案を行っている。これらは英国において特別な地位を有する行政機構ではあるが、これらの中央政府への積極的な政策提案、対等なパートナーシップ化もまた、今後の中央・地方関係に少なからぬ影響を与えるものであると考えられる。

---

<sup>22</sup> AGMA および GMCA については、(財)自治体国際化協会、前掲、26-27 頁。